

# 福祉サービス第三者評価結果報告書

## ①第三者評価機関

社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会

## ②評価対象事業所

名称：財団法人 鉄道弘済会 和歌山保育所	種別：保育所
代表者氏名：所長 阪本 日出行	定員(利用者数)：90 名 (108 名)
所在地：和歌山県和歌山市島橋北ノ丁1番15号 TEL:073-455-1983	

## ③訪問調査日 平成 25 年 1 月 28 日

### ◇特に評価の高い点

1. 鉄道弘済会として、多様化する保育ニーズに合わせて、全国的な展開でノウハウの共有化を図り、保育サービスの質の向上に向け積極的に取り組んでいる。
2. 新しい目で時代を捉え、そのニーズに合わせた自己改革や、職員一人ひとりが意識を変える等、日々改善点を模索しながら取り組む姿勢がみられる。
3. 子どもの最善の利益を考慮しながら一人ひとりを大切にし、関係者全員が保育状況を共有し適格に対応している。
4. 子どもの安全を守るために、管理者が明確な目的意識のもと利用者の安全確保に積極的に取り組んでいる。また、防災面では避難訓練や大規模な耐震改修工事（環境改善など含め）を実施しており、安心・安全な保育が行われている。
5. くつろぎの場や空間コーナー等、家庭的な雰囲気づくりで、子ども達が楽しく安心して生活できる場が確保されている。

### ◇改善を求められる点

1. 3歳児以上の昼食時、午睡マットの直ぐ横を子どもたちが食器を持って往来するため、万一の事を想定し安全面における一工夫を希望する。
2. 現行の要員体制及び保育室スペースでは、一時保育の実施は困難と思われるが、将来を展望したとき、要員及び保育スペースの増強等を図り、実施の方向で検討を期待する。
3. イベント時の駐車について、地域住民及び近郊商業施設等への配慮から駐車場確保の検討を期待する。

## ⑤第三者評価結果に対する事業所のコメント

当保育所は、(財)鉄道弘済会が全国で23園運営する保育所のうちの1園(昭和26年開設、鉄道弘済会として最初にできた第1号の保育所)であります。

第三者評価の受審は、平成17年・21年に続いて3回目ですが回を重ねるほどに、目指す「保育サービスの奥深さ」を感じています。保護者の皆様や地域の子育てママに喜ばれ、信頼される保育サービスにゴールはないという思いであります。今回の調査結果をいただいて私たち和歌山保育所は、今後も皆様に選んでいただける「安心して預けて頂ける安全な和歌山保育所」を目指して職員一同取り組んでまいります。

## ⑥各評価項目にかかる第三者評価結果と評価理由(別紙)

第三者評価結果と評価理由(保育所・共通基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
------	-----------------	-------

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。

I-1-(1)-① 理念が明文化されている。

【判断基準】

- a) 法人・保育所の理念、保育理念を明文化しており、法人と保育所の使命・役割を反映している。
- b) 法人・保育所の理念、保育理念を明文化しているが、法人と保育所の使命・役割の反映が十分ではない。
- c) 法人・保育所の理念、保育理念を明文化していない。

a

家庭や地域の理解、協力を得ながら安心安全な環境の中で、一人ひとりの個性を大切にし健やかに育むことを理念として明記している。また、保育所の使命、役割を反映している。

I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。

【判断基準】

- a) 法人・保育所の理念・保育理念に基づく基本方針を明文化しており、その内容が適切である。
- b) 法人・保育所の理念・保育理念に基づく基本方針を明文化しているが、その内容が十分ではない。
- c) 法人・保育所の理念・保育理念に基づく基本方針を明文化していない。

a

保育理念に基づき、生活、遊び行事などを通じて、一人ひとりの子どもの社会性や自主性、協調性を養うことを基本方針とし、保育所管理規定の5条、6条に明文化している。また、職員や保護者などに解りやすく伝わる内容になっており、理念との整合性が確保されている。

第三者評価結果と評価理由(保育所・共通基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
<p>I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。</p> <p>b) 法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を職員に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。</p> <p>c) 法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を職員に配布していない。</p>	a	<p>法人の基本理念や行動指針、和歌山保育所の保育理念や保育方針、保育目標を記した「小カード」を職員からの提案により作成し、全員に配布している。また、園内会議の始まりや終わりの時に出席者全員で唱和し意識づけと周知化を図る継続的な取組みを行っている。</p>
<p>I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を保護者や地域の住民、関係機関等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。</p> <p>b) 法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を保護者や地域の住民、関係機関等に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。</p> <p>c) 法人・保育所の理念、保育理念や基本方針を保護者や地域の住民、関係機関等に配布していない。</p>	a	<p>入所説明時に「わかばブック」を各保護者に配布し、所長から保育理念・方針・目標などの周知徹底を図っている。また、玄関正面には額装で、中央廊下や通用門、屋外掲示板等に掲示し、通年的に確認できるよう周知している。併せて関係機関等にもパンフレットを設置し十分な理解を促すための取組みを行っている。</p>

第三者評価結果と評価理由(保育所・共通基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
I-2 事業計画の策定		
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
<p data-bbox="188 325 815 357">I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。</p> <p data-bbox="188 363 349 395">【判断基準】</p> <p data-bbox="188 402 1146 466">a) 経営や保育・保育サービスに関する、中・長期計画及び中・長期の収支計画を策定している。</p> <p data-bbox="188 472 1115 536">b) 経営や保育・保育サービスに関する、中・長期の計画を策定している。</p> <p data-bbox="188 542 1146 606">c) 経営や保育・保育サービスに関する、中・長期計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。</p>	a	<p data-bbox="1420 414 2096 549">利用者の目線に立ち社会のニーズに応え、利用者や地域から信頼され選ばれるサービスの提供のため課題や問題点の解決に向け中期計画が策定されている。また、目標や展望を明確にしている。</p>
<p data-bbox="188 683 1084 715">I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。</p> <p data-bbox="188 721 349 753">【判断基準】</p> <p data-bbox="188 759 1146 823">a) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容及び中・長期の収支計画の内容を反映して策定されている。</p> <p data-bbox="188 829 1146 893">b) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容または中・長期の収支計画の内容のどちらかのみを反映させている。</p> <p data-bbox="188 900 1146 963">c) 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容も中・長期の収支計画の内容も反映していない。</p>	a	<p data-bbox="1420 759 2096 925">中期経営計画を基本方針（保育の質の向上など）として西日本支部方針を策定している。それをベースに和歌山保育所では、アクションプランを作成し、各保育所間の交流保育や部外研修の活用など、質的向上に向け取組みを行っている。</p>

第三者評価結果と評価理由(保育所・共通基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
<p>I-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。</p> <p>b) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われていない。</p> <p>c) 各計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。</p>	a	<p>予め定められた時期(毎年3月)に全職員が参画し、前年度のアクションプランの評価、見直しを実施している。また、新年度の事業計画については全職員から目標を募集するなどし、職員の参加や意見の集約、反映の仕組みが組織として定められ機能している。</p>
<p>I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 事業計画を職員に配布して周知をはかるとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。</p> <p>b) 事業計画を職員に配布して周知をはかっているが、理解を促すための取組が十分ではない。</p> <p>c) 事業計画を職員に配布していない。</p>	a	<p>中期経営計画・年度事業計画は鉄道弘済会本部担当者が来所し直接職員に説明している。また、本部事業計画と支部方針は、代表者会議で所長が説明を受けている。なお、職員会議で事業計画、支部方針、アクションプランを配布し周知し、欠席者に対しても漏れなく後日、部屋担任より説明している。</p>
<p>I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 各計画を保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。</p> <p>b) 各計画を保護者等に配布しているが、理解を促すための取組が十分ではない。</p> <p>c) 各計画を保護者等に配布していない。</p>	a	<p>園内の掲示板で支部方針、アクションプランを掲示し周知を図っている。また、町内会長、民生児童委員、保護者等による「和歌山保育所応援団の会」には、所長より説明を行い周知を図っている。</p>

第三者評価結果と評価理由(保育所・共通基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
I-3 管理者の責任とリーダーシップ		
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
<p>I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。</p> <p>b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。</p> <p>c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。</p>	a	<p>所長は「安心して預けていただける安全な保育所」を運営するために、必要な全ての事柄に対して責任を持って取り組むことを職員会議などで、自らの役割と責任について明確に文書化し意思表示を行っている。</p>
<p>I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。</p> <p>b) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。</p>	a	<p>所長は経営に関する研修や勉強会に積極的に参加し、遵守すべき法令等を把握し時系列的に整理の上、法令、制度改正等に遅滞や誤ることのないように、職員会議などで徹底化すべく取り組んでいる。</p>

第三者評価結果と評価理由(保育所・共通基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
<p>I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 施設長は、保育の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p>b) 施設長は、保育の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。</p> <p>c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。</p>	a	<p>所長は年度のアクションプラン策定時や毎月の職員会議の席で、仕事に対して問題意識を持つ事の重要性を話している。また、職員が考え、実施した改善の取組みを本部に提案し、和歌山保育所のみならず広く法人内で水平展開する取組みに指導力を発揮している。</p>
<p>I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p>b) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。</p> <p>c) 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組について指導力を発揮していない。</p>	a	<p>新しい目で時代を捉え、日々改善点を探しながら仕事に取り組んでいる。また、ニーズに合わせた自己改革や職員一人ひとりの意識改革など改善に向けた取組みに指導力を発揮している。保護者からの評価も高く、入所希望者も増加する等経営面にも反映されている。</p>

第三者評価結果と評価理由(保育所・共通基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
Ⅱ 組織の運営管理		
Ⅱ-1 経営状況の把握		
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
<p>Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 事業経営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。</p> <p>b) 事業経営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 事業経営をとりまく環境を把握するための取組を行っていない。</p>	a	組織として、地域での福祉や保育に対する需要、子どもの数、世帯構成の変化など外的な動向を把握している。また、福祉サービス全体のニーズや潜在的利用者に関するデータ等も把握している。
<p>Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 経営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。</p> <p>b) 経営状況を分析して課題を発見する取組を行っているが、改善に向けた取組を行っていない。</p> <p>c) 経営状況を分析して課題を発見する取組を行っていない。</p>	a	法人全体の経営状況及び和歌山保育所の経営状況を毎年6月頃に本部資料により、10月頃に上期経営状況速報により分析している。また、12月には翌年度の園児入所予測資料を所長が作成し、職員会議等で課題や、どのような取組みが必要かを話し合い、議論し改善に向けた取組みを行っている。
<p>Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 外部監査を実施しており、その結果に基づいた経営改善を実施している。</p> <p>b) 外部監査を実施しているが、その結果に基づいた経営改善が十分ではない。</p> <p>c) 外部監査を実施していない。</p>	a	本部で法人として2年に1度、外部監査（法人監査）を受け経営改善に努めている。

第三者評価結果と評価理由(保育所・共通基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
Ⅱ-2 人材の確保・養成		
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
<p>Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 目標とする保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。</p> <p>b) 目標とする保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しているが、それに基づいた人事管理が十分ではない。</p> <p>c) 目標とする保育の質を確保するための、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立していない。</p>	a	必要な人材や人員体制について、保育最低基準を骨格にし、保育所の地域特性・特別保育実施状況などを勘案し人員体制を確立している。
<p>Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課を実施している。</p> <p>b) 定期的な人事考課を実施しているが、客観的な基準に基づいて行われていない。</p> <p>c) 定期的な人事考課を実施していない。</p>	a	法人として人事考課制度が確立されており、面接時に期待している業務内容等明確に示すなど客観的な基準に基づき、人材育成等の人事考課を実施しており、昇職・昇格等の運用で活用している。

第三者評価結果と評価理由(保育所・共通基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されている。</p> <p>b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。</p> <p>c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。</p>	<p>a</p>	<p>職員全員が自己申告書を作成し、所長と面談のうえ取り組み目標や業務に対する希望等話し合う機会を設けるなど、定期的な個別面接等が制度として確立している。また、職員がいつでも所長や主任と話ができる環境も確立しており、組織内の工夫がみられる。</p>
<p>Ⅱ-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施している。</p> <p>b) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施しているが、十分ではない。</p> <p>c) 職員の福利厚生や健康を維持するための取組を実施していない。</p>	<p>a</p>	<p>健康面では健康診断・人間ドック・予防接種、福利面では住宅貸付制度・文化行事などの福利厚生事業を行っている。また、本部産業医による健康相談や、心の悩み等に対して専門家によるカウンセリングの実施など積極的に取り組んでいる。</p>

第三者評価結果と評価理由(保育所・共通基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢・研修体制が明示されている。</p> <p>b) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢・研修体制が明示されているが、十分ではない。</p> <p>c) 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢・研修体制が明示されていない。</p>	a	<p>教育訓練規定の中で教育訓練の基本方針を定め、組織が職員に求める専門性や、職員資質向上のための基本姿勢が明示されている。</p>
<p>Ⅱ-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され、計画に基づいた具体的な取組が行われている。</p> <p>b) 職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されているが、計画に基づいた具体的な取組が十分に行われていない。</p> <p>c) 職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定されていない。</p>	a	<p>保育所の基本育成パターンにより一人ひとりの職員の持つ技量などを評価分析し、その結果に基づいて、経験年数や、将来への意向など考慮のもとに支援し、教育、研修が実施されている。</p>
<p>Ⅱ-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 研修成果の評価が定期的に行われるとともに、次の研修計画に反映されている。</p> <p>b) 研修成果の評価が定期的に行われているが、次の研修計画に反映されていない。</p> <p>c) 研修成果の評価が定期的に行われていない。</p>	a	<p>研修会に出席する人は、参加前に目標を提示し、受講後研修内容を報告すると共に、回覧で他の職員にも共有できるようにしている。特に必要な内容のものは職員会議で報告し、周知に努めている。</p>

第三者評価結果と評価理由(保育所・共通基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。</p> <p>II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。</p> <p>b) 実習生の受入れと育成について体制を整備しているが、効果的な育成プログラムが用意されていない等、積極的な取組には至っていない。</p> <p>c) 実習生の受入れと育成について体制を整備しておらず、実習生を受入れていない。</p> </div>	a	<p>実習生受け入れマニュアルに、受け入れに際しての基本的な考え方や体制、連絡窓口等が定められており、それに沿って実習生の受け入れを行っている。</p>

第三者評価結果と評価理由(保育所・共通基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
II-3 安全管理		
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
<p>II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 事故、感染症の発生時などの緊急時に、子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し機能している。</p> <p>b) 事故、感染症の発生時などの緊急時に、子どもの安全確保のために、組織として体制を整備しているが、十分に機能していない。</p> <p>c) 事故、感染症の発生時などの緊急時に、子どもの安全確保のために、組織として体制を整備していない。</p>	a	<p>子どもの安全を守るために所長が明確な目的意識のもとに「和歌山保育所リスク管理委員会」を設け、定期的(毎月)に検討会を開催している。また、非常時には委員会のメンバーが保育所対策本部として組織され、責任と役割を明確にした管理体制ができている。</p>
<p>II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を積極的に行っている。</p> <p>b) 地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 地震、津波、大雪などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。</p>	a	<p>利用者及び職員の安否確認方法が決められ全職員に周知されている。また、食品などの備蓄リストを作成し、管理者を決め備蓄している。地域や消防署、警察、自治会等と連携するなどの工夫をして訓練を実施している。</p>
<p>II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い実行している。</p> <p>b) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集しているが、要因分析と対応策の検討が十分ではない。</p> <p>c) 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集していない。</p>	a	<p>未然防止策(ヒヤリハット報告書)をリスク管理委員会で検討し、その結果を全職員に周知している。また、施設や設備、備品、遊具などについては定期的に安全点検チェックリストにより点検し、改善・修理を行うシステムが構築されている。</p>

第三者評価結果と評価理由(保育所・共通基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
------	-----------------	-------

Ⅱ-4 地域との交流と連携

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。

<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っている。</p> <p>b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。</p>	a	お花見や夏祭り、運動会等、保育所の行事を通して地域の人達との交流の場を定期的に設けている。また、行事を行う時は、町内会の回覧板で知らせ、活動状況は写真やニュース等で掲示し広報している。なお、地域の防災訓練についても避難先の河北中学校との連携も密にし取り組んでいる。
---	---	--

Ⅱ-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。

<p>【判断基準】</p> <p>a) 保育所が有する機能を、地域の保護者や子どもに開放・提供する取組を行っている。</p> <p>b) 保育所が有する機能を、地域の保護者や子どもに開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 保育所が有する機能を、地域の保護者や子どもに開放・提供する取組を行っていない。</p>	a	「保育所で一緒に遊ぼうよ」をテーマに園庭を開放したり、保育士との子育て相談や保護者同士の交流が図れるようにするなど地域に還元している。また、保育所の行事などは、園外掲示板やポスター、回覧板などで情報を発信している。
---	---	---

Ⅱ-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

<p>【判断基準】</p> <p>a) ボランティアを受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解され、受入れの担当者も決められている。</p> <p>b) ボランティアを受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解されているが、受入れの担当者が決められていない。</p> <p>c) ボランティアを受入れるに当たり、受入れの意義や方針が全職員に理解されていない。</p>	a	ボランティア受け入れマニュアルに受入れの意義や体制等が定められており、基本的な考え方や方針が明文化され、受入れ担当者の設置等体制が確立されている。
--	---	---

第三者評価結果と評価理由(保育所・共通基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。</p> <p>【判断基準】                      a) 保育所の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報が職員間で共有されている。                      b) 保育所の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示しているが、その情報が職員間で共有されていない。                      c) 保育所の役割や機能を達成するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。</p>	<p>a</p>	<p>保育の質を向上させていくために、関係する機関や団体を体系別、機能別に整理し、連絡表を作成して職員間で共有している。また、危機管理マニュアルと事務室掲示板に掲載し職員がいつでも活用できる体制が確保されている。</p>
<p>Ⅱ-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p>【判断基準】                      a) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保し、具体的な課題や事例等の検討を行っている。                      b) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保しているが、具体的な課題や事例等の検討は行っていない。                      c) 関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保していない。</p>	<p>a</p>	<p>関係機関、団体とのネットワークを有効に活用し定期的な勉強会及び意見交換、助言を受ける場を持っている。                      また、地域との連携を図るために地区町内会会長や民生児童委員、保護者等による情報交換のできる場も持っている。</p>

第三者評価結果と評価理由(保育所・共通基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。 <b>【判断基準】</b> a) 地域の具体的な福祉・子育てニーズを把握するための取組を行っている。 b) 地域の具体的な福祉・子育てニーズを把握するための取組を行っているが、十分ではない。 c) 地域の具体的な福祉・子育てニーズを把握するための取組を行っていない。	a	園庭開放を毎月1回開催し、未入園保護者との触れ合い、子育て相談等を行っている。また、和歌山保育所応援団のメンバー(町内会長、民生児童委員、保護者など)より、福祉や子育てニーズの情報収集に努めている。
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。 <b>【判断基準】</b> a) 把握した福祉・子育てニーズに基づいた事業・活動の計画があり、実施されている。 b) 把握した福祉・子育てニーズに基づいた事業・活動の計画があるが、実施されていない。 c) 把握した福祉・子育てニーズに基づいた、事業・活動の計画がない。	a	保育所独自の子育て支援事業を毎月1回開催しており、子育て支援記録ファイルに写真等も含め実施状況が詳細に記録されている。

第三者評価結果と評価理由(保育所・共通基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施		
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
<p>Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービスについて共通の理解をもつための取組を行っている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 一人ひとりの子どもを尊重した保育について基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解を持つための取組が行われている。</p> <p>b) 一人ひとりの子どもを尊重した保育について基本姿勢が明示されているが、組織内で共通の理解を持つための取組は行っていない。</p> <p>c) 一人ひとりの子どもを尊重した保育について基本姿勢が明示されていない。</p>	a	乳児クラスに担当制保育を取り入れ、子どもの最善利益を考慮し、一人ひとりを大切にされた保育が行われている。また、職員間で共有するため、周知ノートを有効に活用した取組を行っている。
<p>Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子ども・保護者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。</p> <p>b) 子ども・保護者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、職員に周知する取組が十分ではない。</p> <p>c) 子ども・保護者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。</p>	a	マニュアルが整備され、職員会議等で周知するための工夫や取組を行っている。また、設備面での配慮や工夫(保管場所の施錠、非常持ち出しなど)等、厳正な取扱いができています。

第三者評価結果と評価理由(保育所・共通基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。		
<p>Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。</p> <p>b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。</p> <p>c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。</p>	a	<p>苦情解決システムを整備すると共に、毎年1回保護者アンケートを実施し保育サービスの改善に活かしている。保護者会に所長、主任が出席し意見交換の場をもっている。年2回個人懇談会や、年1回保育参加、保育参観の開催など、組織的に保育の改善に向けた取組が行われている。</p>

第三者評価結果と評価理由(保育所・共通基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
<p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。</p> <p>b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。</p> <p>c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境が整備されていない。</p>	a	園内の廊下掲示板に「ご意見、ご要望の申出窓口について」を掲出したり、日常的に連絡ノートや送迎時など口頭でも保護者の意見など聞き、所長や主任に報告している。併せて、玄関入口横に投書箱(ミミちゃんボックス)を配置し、保護者一人ひとりの意向を尊重する取組みを行っている。
<p>Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。</p> <p>b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。</p> <p>c) 苦情解決の仕組みが確立していない。</p>	a	利用者などからの苦情の適切な解決のため、苦情解決体制を整備し、園内廊下の掲示板に掲出し周知している。併せて、「わかばブック」に掲載し各家庭に配布している。また、ご意見に対しては速やかに保護者に回答し、必要があれば園だより等で掲載し保護者全体に周知している。
<p>Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保護者からの意見等に対する姿勢に基づく対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。</p> <p>b) 保護者からの意見等に対する姿勢に基づく対応マニュアルを整備しているが、迅速に対応していない。</p> <p>c) 保護者からの意見等に対する姿勢に基づく対応マニュアルを整備していない。</p>	a	保護者からの意見や要望は、速やかに所長や主任に伝達し早期対応ができるよう、苦情処理解決マニュアルを整備し職員に周知している。

第三者評価結果と評価理由(保育所・共通基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>Ⅲ-2 サービスの質の確保</p>		
<p>Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。</p>		
<p>Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育・保育サービスの質について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備され機能している。</p> <p>b) 保育・保育サービスの質について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されているが、十分に機能していない。</p> <p>c) 保育・保育サービスの質について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制が整備されていない。</p>	<p>a</p>	<p>定例的に開催する職員会議やリスク管理委員会、給食会議において、保育内容や、施設、環境等の安全確保など、問題点抽出と解決策を検討を行い、質の向上に向けた取組みを行っている。</p>
<p>Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 評価結果を分析し、明確になった園の良さや組織として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。</p> <p>b) 評価結果を分析し、園の良さや組織として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでに至っていない。</p> <p>c) 評価結果を分析し、組織として取り組むべき課題を明確にしていない。</p>	<p>a</p>	<p>主任会議によって問題点抽出、評価、分析を行い対応策案を策定し、職員会議で議論、決定し取り組んでいる。</p>

第三者評価結果と評価理由(保育所・共通基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
<p>Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 提供する保育について、標準的な実施方法が文書化され、それに基づいた保育が実施されている。</p> <p>b) 提供する保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それに基づいた保育の実施が十分ではない。</p> <p>c) 提供する保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。</p>	a	保育サービスを体系的に整理したマニュアルが整備されており、それに基づき保育サービスを提供している。
<p>Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みに従って検証・見直しを行っている。</p> <p>b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。</p> <p>c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。</p>	a	マニュアルの見直しは年1回、3月に保育サービス見直し会議を開催している。また、事故等が発生し緊急に見直しが必要なときは、臨時に見直し会議を開催している。

第三者評価結果と評価理由(保育所・共通基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。</p> <p>Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 一人ひとりの子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。</p> <p>b) 一人ひとりの子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録はあるが、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されていない。</p> <p>c) 一人ひとりの子どもの記録がない。</p>	a	一人ひとりの子どもの指導計画に沿って、保育記録ができており、保育目標や発達状況、生活状況が記録されている。また、職員会議やリスク管理委員会などで周知されている。
<p>Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもに関する記録管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。</p> <p>b) 子どもに関する記録管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。</p> <p>c) 子どもに関する記録管理について規程が定められていない。</p>	a	個人情報取扱規程により職員に周知している。また、個人情報部門責任者を置き適切な管理を行っている。保管や保存、廃棄は、保育所個人情報管理台帳基準表により管理している。
<p>Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 一人ひとりの子どもの状況について話し合うためのケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。</p> <p>b) 一人ひとりの子どもの状況について話し合うためのケース会議を必要に応じて開催しているが、定期的には開催していない。</p> <p>c) 一人ひとりの子どもの状況について話し合うためのケース会議を開催していない。</p>	a	子ども及び保護者に関する情報は、通常の回覧やお迎えノート、主任・職員会議、リスク管理委員会、給食会議などで迅速且つ、確実に全職員に伝わるように工夫し共有化している。

第三者評価結果と評価理由(保育所・共通基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
Ⅲ-3 サービスの開始・継続		
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
<p>Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 利用希望者が園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>b) 利用希望者が園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。</p> <p>c) 利用希望者が園を選択するために必要な情報を提供していない。</p>	a	<p>関係機関にパンフレットを配布し、ホームページでも掲載している。また、保育所独自の子育て支援として、未入園児に施設を開放し情報発信しており、見学希望者には所長、主任が説明し対応している。</p>
<p>Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育・保育サービスの開始にあたり、組織が定める様式に基づき保護者等にわかりやすく説明を行っている。</p> <p>b) 保育・保育サービスの開始にあたり、組織が定める様式に基づき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 保育・保育サービスの開始にあたり、組織が定める様式に基づき保護者等に説明を行っていない。</p>	a	<p>入園説明会の際や保育所サービス開始時に、保護者などに「わかばブック」を配布して説明している。保育サービスや料金などについて、保護者等に同意を得た上で、その内容を書面に記載している。</p>

第三者評価結果と評価理由(保育所・共通基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。</p> <p>Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育サービスや保育所の変更等にあたり保育の継続性に配慮している。</p> <p>b) 保育サービスや保育所の変更等にあたり保育の継続性への配慮が、十分ではない。</p> <p>c) 保育サービスや保育所の変更等にあたり保育の継続性に配慮していない。</p> </div>	a	<p>転園する場合は、保育の継続性を担保するため、保護者の了承を得たうえで、相手園に送り書により必要な情報を提供している。また、卒園生との交流(同窓会や・園行事)への招待状・案内など、在園当時の担任保育士が窓口となって、卒園後も継続してサービスできるような配慮が見られる。</p>

第三者評価結果と評価理由(保育所・共通基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>Ⅲ-4 サービス実施計画の策定</p> <p>Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。</p> <p>Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもや保護者の身体状況や、生活状況等を正確に把握しており、定められた手順に従って計画的なアセスメントを行っている。</p> <p>b) 子どもや保護者の身体状況や、生活状況等を正確に把握しているが、定められた手順に従ってアセスメントを行っているが、十分ではない。</p> <p>c) 子どもや保護者の身体状況や、生活状況等を正確に把握しておらず、アセスメントの手順を定めていない。</p>	<p>a</p>	<p>入所時に、担任以外の保育士が保護者と面談しても、漏れなく均質な情報の提供・収集ができるように「入所前説明時に保護者に説明・聞き取っておく事柄シート」によって把握し、記録している。</p>

第三者評価結果と評価理由(保育所・共通基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
<p>Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子ども一人ひとりに着目した指導計画策定のための体制が確立しており、実際に機能している。</p> <p>b) 子ども一人ひとりに着目した指導計画策定のための体制が確立しているが、十分に機能していない。</p> <p>c) 子ども一人ひとりに着目した指導計画策定のための体制が確立していない。</p>	a	一人ひとりの子どもの特性に応じた保育を行うため、総合的な視点の基に、指導計画を策定している。
<p>Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。</p> <p>b) 指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。</p> <p>c) 指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。</p>	a	主任保育士を中心にして各担任が毎月20日～25日頃、前月の振り返りと翌月計画の進め方について話し合い、検討のうえ、決定している。

第三者評価結果と評価理由(保育所・種別専門基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
A-1 保育所保育の基本		
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
<p>A-1-(1)-① <u>保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。</u></p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育課程が、保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、家庭及び地域の実態に即してよく編成されている。</p> <p>b) 保育課程が、保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、家庭及び地域の実態に即して編成されているが、改善が必要である。</p> <p>c) 保育課程が、保育の方針や目標に基づき、発達過程や家庭及び地域の実態に即して編成されていない。</p>	a	保育課程が、保育所保育指針などの趣旨を捉え、保育の方針や目標に基づいて、全職員が参画して編成されており、定期的な見直しも行われている。
<p>A-1-(1)-② <u>乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</u></p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が十分配慮されている。</p> <p>b) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されているが、改善が必要である。</p> <p>c) 適切な環境や保育の内容・方法ともに配慮されていない。</p>	a	特定の保育士との継続的な関わりが保てるよう配慮されている。また、一人ひとりの子どもに応じた記録も細かく分析され、次の計画に活かされている。保育マニュアル等も充実している。
<p>A-1-(1)-③ <u>1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</u></p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法がよく配慮されている。</p> <p>b) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されているが改善が必要である。</p> <p>c) 適切な環境や保育の内容・方法とも配慮されていない。</p>	a	子ども一人ひとりの育ちの状態が把握され、育ちに応じて基本的な生活習慣が身につくよう、子どもの気持ちを尊重しつつかわっている。

第三者評価結果と評価理由(保育所・種別専門基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が十分配慮されている。</p> <p>b) 適切な環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されているが改善が必要である。</p> <p>c) 適切な環境や保育の内容・方法ともに配慮されていない。</p>	a	<p>それぞれの年齢の発達のだんを押しさえながら、子ども一人ひとりの育ちに応じて、基本的な生活習慣の定着が図られている。また、遊びの環境も整備されている。</p>
<p>A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに十分配慮されている。</p> <p>b) 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されているが、改善が必要である。</p> <p>c) 小学校との連携や就学を見通した計画や、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されていない。</p>	a	<p>計画に基づいて、小学校との相互訪問を実施し、子どもが小学校生活について、見通しを持てる機会が設けられている。また、個人懇談を通して、保護者にも就学に向けての意識が持てるよう連携が図られている。</p>

第三者評価結果と評価理由(保育所・種別専門基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>A-1-(2) 環境を通して行う保育</p> <p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が十分整備されている。</p> <p>b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されているが、改善が必要である。</p> <p>c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことができるような人的・物的環境が整備されていない。</p>	a	園舎の大規模改修が行われ、採光、保温、清潔等の環境保健が保たれている。安心した環境の中で、自由に遊びに取組めるよう配慮されている。
<p>A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 基本的な生活習慣を身につけ、身体的な活動ができるような環境が十分整備されている。</p> <p>b) 基本的な生活習慣を身につける環境や身体的な活動ができるような環境が整備されているが、改善が必要である。</p> <p>c) 基本的な生活習慣を身につけたり身体的な活動ができるような環境が整備されていない。</p>	a	子ども一人ひとりのリズムを把握し、その子の状態に応じた活動と休息のバランスが保たれている。衣服の脱ぎ着や整理の仕方等自立を促す援助についての工夫がされている。
<p>A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもが主体的に活動したり、友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が十分整備されている。</p> <p>b) 子どもが主体的に活動したり、友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されているが、改善が必要である。</p> <p>c) 子どもが主体的に活動したり、友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されていない。</p>	a	少し手狭ではあるが、子どもが自由に遊べる空間を工夫し確保され、友だちと協同して遊べるような働きかけをしている。

第三者評価結果と評価理由(保育所・種別専門基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が十分整備されている。</p> <p>b) 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境がどちらかといえば整備されている。</p> <p>c) 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されていない。</p>	a	園の立地条件(市の公園に隣接されている)を有効活用し、季節の行事等も含め、地域の人々との触れ合いや社会体験が得られる活動に取り組んでいる。
<p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 豊かな言語環境や様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が十分整備されている。</p> <p>b) 言語環境や様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されているが、改善が必要である。</p> <p>c) 言語環境や様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されていない。</p>	a	継続的な絵本の読み聞かせ、貸し出し絵本等で話し言葉や文字に触れる機会を多く持ち、遊びの中で自由に表現活動が楽しめるよう工夫されている。

第三者評価結果と評価理由(保育所・種別専門基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>A-1-(3) 職員の資質向上</p> <p><u>A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が十分図られている。</p> <p>b) 保育士等が自己評価に取り組んでいるが、保育の改善が図られていない。</p> <p>c) 保育士等が主体的に自己評価に取り組んでいない。</p> </div>	a	<p>保育士が自らの保育を振り返り、自己評価に取り組み、それに基づいて職員間相互の気づきや学び、改善につなげるよう努めている。</p>

第三者評価結果と評価理由(保育所・種別専門基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>A-2 子どもの生活と発達 A-2-(1) 生活と発達の連続性</p>		
<p><u>A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。</u></p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子ども一人ひとりを受容した保育内容や保育士の援助が適切に行われている。</p> <p>b) 子ども一人ひとりを受容した保育内容や保育士の援助が行われているが改善が必要である。</p> <p>c) 子ども一人ひとりを受容した保育内容や保育士の援助が行われていない。</p>	a	<p>子ども一人ひとりの育ちの違いを把握し、受け止め、全職員での共通理解を深めながら日々の保育に取り組んでいる。</p>
<p><u>A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</u></p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に十分な配慮がみられる。</p> <p>b) 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育内容に配慮がみられるが改善が必要である。</p> <p>c) 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境や保育内容について、配慮されていない。</p>	a	<p>保育所全体で定期的に話し合う機会を設けている。また、環境整備の面でもバリアフリー化し、受入れ可能なように配慮している。</p>
<p><u>A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。</u></p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に十分配慮されている。</p> <p>b) 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されているが改善が必要である。</p> <p>c) 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されていない。</p>	a	<p>一日の生活を見通して、その連続性に配慮し子どもの状況に応じた柔軟な対応がなされ、職員間の引継ぎも徹底されている。</p>

第三者評価結果と評価理由(保育所・種別専門基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
------	-----------------	-------

A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

<p>A-2-(2)-① <u>子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。</u></p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの健康管理は、マニュアルや保健計画などで全職員が共通理解し、子ども一人ひとりの健康状態に応じて適切に実施している。</p> <p>b) 子ども一人ひとりの健康状態に応じて健康管理を実施しているが、マニュアルや保健計画などはなく改善が必要である。</p> <p>c) 子ども一人ひとりの健康状態に応じた健康管理を、実施していない。</p>	a	マニュアルや保健計画が作成され、子ども一人ひとりの健康状態に関する情報が関係職員に周知されている。保護者からの情報を基に子どもの体調管理も徹底している。
<p>A-2-(2)-② <u>食事を楽しむことができる工夫をしている。</u></p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 食事を楽しむことができるよう適切な環境設定や工夫をしている。</p> <p>b) 食事を楽しむことができるよう環境設定や工夫をしているが、改善が必要である。</p> <p>c) 食事を楽しむことができるよう環境設定や工夫をしていない。</p>	a	食事をする部屋としての雰囲気づくりや、子ども一人ひとりの状況に応じた量加減等の配慮がなされ、食事を楽しめる工夫がされている。
<p>A-2-(2)-③ <u>乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</u></p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理が十分工夫されている。</p> <p>b) 子どもの喫食状況を把握し、献立の作成・調理が工夫されているが、改善が必要である。</p> <p>c) 子どもの喫食状況を把握せず、献立の作成・調理の工夫がされていない。</p>	a	調理員が食事の様子を見たり言葉かけ等で子どもの喫食状況や好みを把握したり、定期的な会議で情報を共有し調理の見直しや改善に取り組んでいる。また、手作りおやつも心がけている。

第三者評価結果と評価理由(保育所・種別専門基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、保育に十分反映させている。</p> <p>b) 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させているが、改善が必要である。</p> <p>c) 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達せず、保育に反映させていない。</p> </div>	a	<p>健康診断・歯科検診の結果は、全職員に周知され、保育に反映させると共に、個人情報であることに配慮し、保護者にも伝達している。</p>

第三者評価結果と評価理由(保育所・種別専門基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>A-2-(3) 健康及び安全の実施体制</p> <p>A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、専門的な指示を受け、保護者と連携し、適切に対応している。</p> <p>b) アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、専門的な指示を受け対応しているが改善が必要である。</p> <p>c) アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、専門的な指示を受けず、適切に対応していない。</p>	a	<p>食物アレルギーの子どもに対して、主治医や保護者と連携をとり、除去食等適切な配慮がされている。</p>
<p>A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 調理場、水周りなどの衛生管理のためのマニュアルがあり、常に清潔に保つなど適切に実施されている。</p> <p>b) 調理場、水周りなどの衛生管理のためのマニュアルはあるが、適切に実施されず改善が必要である。</p> <p>c) 調理場、水周りなどの衛生管理のためのマニュアルがなく、適切に実施されていない。</p>	a	<p>衛生管理マニュアルに基づいて日々の管理は勿論のこと定期的に見直しを行い、細心の注意がはらわれている。</p>

第三者評価結果と評価理由(保育所・種別専門基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
A-3 保護者に対する支援		
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
<p>A-3-(1)-① <u>子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。</u></p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 食を通して、保護者が食育に関心を持てるような十分な取組をしている。</p> <p>b) 食を通して、保護者が食育に関心を持てるような具体的な取組をしているが、改善が必要である。</p> <p>c) 食を通して、保護者が食育に関心を持てるような具体的な取組をしていない。</p>	a	年間の食育計画に基づいて、毎月の給食だよりに、おすすめレシピを紹介したり、その日の食事メニューのサンプルを展示したりして、保護者へ食の大切さを伝えている。
<p>A-3-(1)-② <u>家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。</u></p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換に加えて、別の機会を設けて相談に応じたり個別面談などを行っている。</p> <p>b) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換や、個別面談などは行っているが、改善が必要である。</p> <p>c) 送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換や、個別面談などは行っていない。</p>	a	連絡帳への記載など日常的な情報交換は勿論のこと、保護者との信頼関係を構築するため、日々のコミュニケーションを大切にしている。
<p>A-3-(1)-③ <u>子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。</u></p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機会を十分に設けている。</p> <p>b) 懇談会などの話し合いの場を設けているが、保護者と共通理解を得るためには改善が必要である。</p> <p>c) 懇談会などの話し合いの場、保護者と共通理解を得るための機会を設けていない。</p>	a	園での子どもの様子を知ってもらうために、保育参加や誕生会への参加の機会を設けたり、年2回個人懇談会を実施し子どもの育ちについての相互理解を深めている。

第三者評価結果と評価理由(保育所・種別専門基準)

評価項目	評価結果 (a・b・c)	評価の理由
<p>A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われている子どもの早期発見及び虐待の予防に積極的に努めている。</p> <p>b) 虐待に対応できる保育所内の体制の下、虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努めているが、取り組みの改善が必要である。</p> <p>c) 不適切な養育や虐待を疑われる子どもの早期発見や虐待の予防に努めていない。</p>	<p>a</p>	<p>受入れ時や日常の保育の中での気づきを大切に職員間の連携を密に、早期発見や予防に努めている。また、職員の研修等も積極的に行っている。</p>